

令和 6 年 9 月議会

生活環境委員会 報告資料

I. 専決処分報告

- | | | |
|----------|--------------------------------------|-----|
| ○ 報告第41号 | 県道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する
専決処分について | 1 頁 |
| ○ 報告第42号 | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する
専決処分について | 5 頁 |

II. その他報告

- | | |
|-------------------------------|------|
| ○ 新しい福岡市道路整備計画の骨子案について | 9 頁 |
| ○ 新しい福岡市自転車活用推進計画の骨子案について | 13 頁 |
| ○ 新しい福岡市下水道経営計画の骨子案について | 17 頁 |
| ○ 福岡広域都市計画駐車場の変更（福岡市決定） | 22 頁 |
| ○ 福岡広域都市計画下水道の変更（福岡市決定） | 28 頁 |
| ○ 西田隈第 3 雨水幹線築造工事請負契約の締結について | 40 頁 |
| ○ 令和 7 年度以降の「福岡シェアサイクル事業」について | 46 頁 |

令和 6 年 9 月

道 路 下 水 道 局

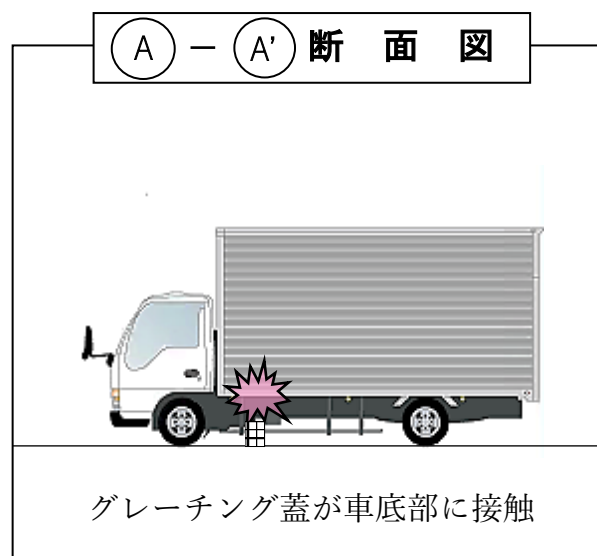
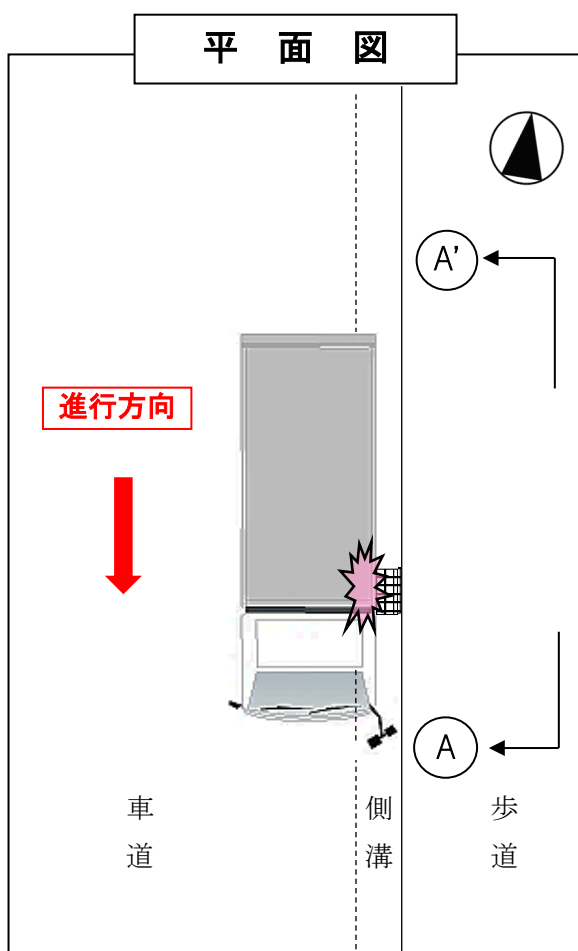
市長の専決処分事項に関する条例の規定により、県道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和6年8月20日次のように専決処分した。

損害賠償の相手方	損害賠償額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	58,991円

令和５年１２月５日午後８時３０分頃、相手方〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の普通貨物自動車が、市内南区横手三丁目１３番２４号付近の県道上において、停車しようとして道路左側に寄った際、当該県道の側溝のグレーチング蓋を固定する部分が浮き上がっていたため、当該車両の通過により跳ね上がったグレーチング蓋に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

令和6年9月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎



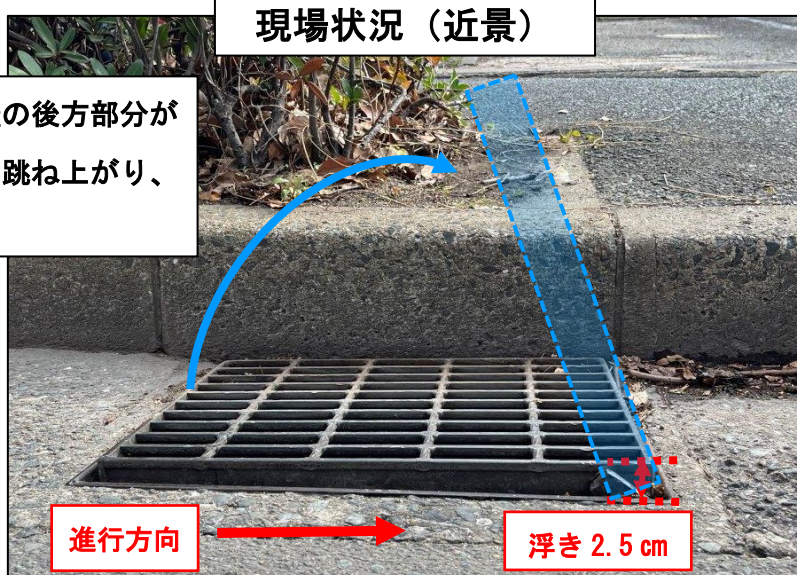
人的損害	0 円
物的損害	58,991 円
損害額計	58,991 円
市の過失割合	10 割
損害賠償額	58,991 円

現場状況（遠景）



現場状況（近景）

グレーチング蓋の後方部分が
車両通過の際に跳ね上がり、
車底部に接触



補 修 後

ボルトで固定



車 両 全 景

(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。

破 損 状 況



グレーチング蓋の接触により
バッテリー収納ボックスが破損

報告第42号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和6年8月20日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	9,834円

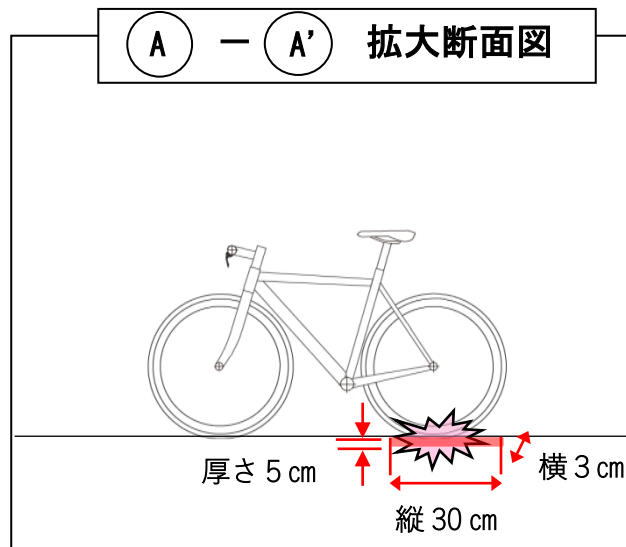
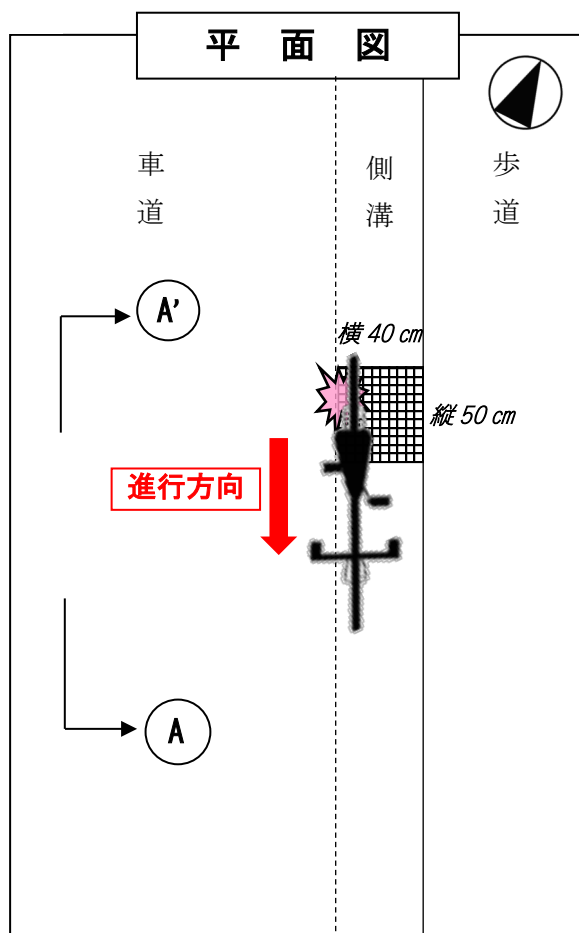
2 事件の概要

令和6年1月29日午後1時頃、相手方〇〇〇〇所有の自転車が、市内博多区築港本町5番16号付近の市道を走行中、当該市道に設置されていた側溝のグレーチング蓋の一部が破損していたため、当該箇所に車輪が落ち込み、当該自転車が破損して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年9月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎



人的損害	0 円
物的損害	9,834 円
損害額計	9,834 円
市の過失割合	10 割
損害賠償額	9,834 円

現場状況（遠景）



現場状況（近景）



補修後



車 両 全 景



※タイヤ交換後の写真

破 損 状 況

タイヤ



チューブ



新しい福岡市道路整備計画の骨子案について

1 報告の趣旨

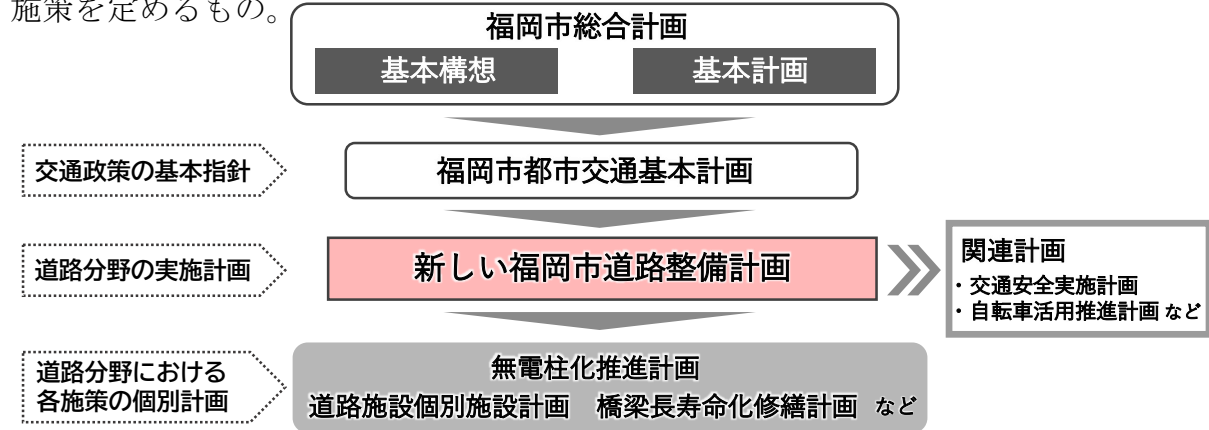
道路分野の実施計画である「福岡市道路整備アクションプラン2024（以下、現計画という）」が、計画期間の満了を迎えることから、「新しい福岡市道路整備計画（以下、本計画という）」の策定に向けて、市民や議会、福岡市道路整備懇談会（学識経験者や道路利用者で構成）の意見を伺いながら検討を進めており、今回、骨子案について報告するもの。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
整備計画検討		原案の検討 (基本的な考え方や主要施策等の検討・整理)	パブリックコメント 最終案作成 策定
福岡市道路整備懇談会		第1回 ● 第2回 ● 第3回 ●	
生活環境委員会報告	12月議会 ● 着手	9月議会 ● 骨子案 ● 原案	● 最終案 ● 成案配布 (議場)
【参考】市基本計画	素案の検討 (市民参加プロジェクト・9次計画総括)	総合計画審議会	
【参考】市都市交通基本計画	●6月 着手 ●12月 市民意見等の概要	●6月 検討状況 ●9月 骨子案	検討 改定

2 骨子案について

(1) 計画の位置付け

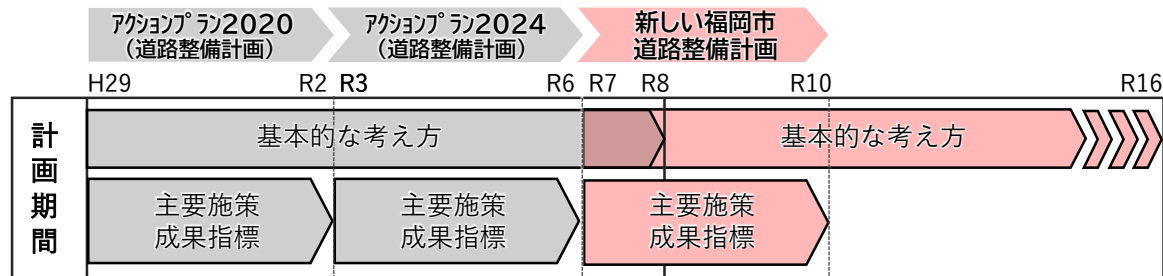
本計画は、福岡市総合計画や交通政策の基本的指針である福岡市都市交通基本計画に基づき、道路分野における実施計画として、道路整備の基本的な考え方や主要施策を定めるもの。



(2) 計画期間

道路整備の基本的な考え方：令和7年度から概ね10年間

主要施策や成果指標：令和7年度から4年間（令和7年～令和10年）



(3) 道路整備の基本的な考え方

福岡市基本計画や都市交通基本計画の検討状況、道路を取り巻く状況の変化や市民や議会、道路整備懇談会の意見などを踏まえ、以下のとおり、概ね10年間の「道路整備の基本的な考え方」として、4つの柱立てを行うとともに、「主要施策の検討に向けた主な視点」を整理したもの。

【道路を取り巻く状況の変化】※参考2参照		
・超高齢社会の進展 ・障がい者の割合の増加 ・交流人口の増加 ・自動車保有台数の増加	・まちづくりの進展 ・脱炭素社会に向けた社会的要請 ・自然災害への備えの重要性 ・新たなモビリティの技術革新	・道路事業予算の減少 ・義務的経費の増加
【市民からの意見】※参考3参照		
など		
ビジョン1	ビジョン2	ビジョン3
・誰もが安全・安心に歩ける道路 ・歩道の設置や拡幅、段差解消 ・歩道に休憩施設の設置 ・自転車通行空間の整備	・道路ネットワークの強化や渋滞解消 ・楽しく歩ける道路 ・中心部への自動車流入抑制	・防災や景観形成などの観点から、無電柱化の推進 ・道路の緑化 ・道路の維持補修
【福岡市道路整備懇談会からの意見】※参考4参照		
など		
ビジョン1	ビジョン2	ビジョン3
・誰もが安全・安心に利用し、活躍できる道路 ・通学児童の安全確保 ・公共交通の利便性を高める道路	・既存ストックを活用した局所的な渋滞対策 ・まちづくりとの連携など、都市の活力を高める道路 ・市民や来街者が快適で楽しい、魅力ある道路空間 ・道路を活用した魅力向上	・都市の温度を下げ、憩いや潤いを与える街路樹の整備 ・脱炭素社会の実現に向けた取り組み ・適切な維持管理 ・市民の関心を高め、協力を促す仕組み
など		

【道路整備の基本的な考え方】



1：安全・安心でみんなにやさしい道づくり	
主な視点	● すべての人が移動しやすい道路 ● 誰もが健康で活躍できる道路 ● 交通事故から命を守る安全対策
2：都市の魅力・活力を高める道づくり	
主な視点	● 都市の骨格を形成する道路 ● 既存ストックを活用した交通円滑化 ● 総合交通体系の構築を支える道路 ● 彩りや潤いを感じる質の高い道路
3：災害に強い道づくり	
主な視点	● 自然災害に備えた道路 ● 次世代に繋ぐための適切な維持管理 ● 市民との共働による道路保全
4：環境にやさしい道づくり	
主な視点	● 温室効果ガスの削減 ● 再生可能エネルギーの活用 ● 環境に配慮した道路



【参考】現計画における主な取り組み

ビジョン1：ユニバーサル都市・福岡を実現する道づくり

1. 人に優しい道づくり

- ◆ 道路のバリアフリー化については、「バリアフリー基本計画（H25.4）」に定める重点整備地区内の生活関連経路を優先的に実施
- ◆ 「ベンチプロジェクト」の一環として、バス停にベンチを約340箇所設置
- ◆ FitnessCityプロジェクトとして、博多駅前において、自然と楽しく体を動かしたくなる仕組みや仕掛けづくりを推進
- ◆ 歩車分離などの歩行空間の整備については、小学校周辺の道路を優先的に実施
- ◆ 「福岡市通学路交通安全対策プログラム」に基づき、学校、保護者、地域、各関係機関と連携・協力し、通学路の安全対策を推進
- ◆ 車両走行情報のビッグデータを活用した、効率的・効果的な交通安全対策として、4地区でゾーン30プラスを設定

2. 公共交通を活かす道づくり

- ◆ マイカーから公共交通への利用転換を促し、道路交通混雑の緩和を図るため、博多駅筑紫口などの駅前広場の再整備やバス停への上屋（ベンチ）設置（約20箇所）を推進

3. 自転車と共生する道づくり

- ◆ 自転車通行空間の整備や放置自転車対策（駐輪場の確保、モラル・マナーの啓発、放置自転車の撤去）、路上駐輪場の廃止を推進

ビジョン2：都市の魅力に磨きをかける道づくり

4. 経済活動を支える道づくり

- ◆ 経済活動や物流・交流を支えるため、福岡高速3号線の延伸事業を推進するとともに、都市計画道路などの幹線道路整備を推進
- ◆ 西鉄天神大牟田線連続立体交差事業による鉄道高架化を実施

5. まちづくりや多様なモビリティに対応した道づくり

- ◆ 拠点の魅力の向上や交通円滑化に向けて、九州大学箱崎キャンパス跡地や橋本駅周辺において、まちづくりと連携した道路空間の整備を推進
- ◆ 沿線のまちづくりと一体となって天神通線（北側）の整備を推進

6. FUKUOKAを楽しむ道づくり

- ◆ 賑わいや憩いを感じる歩行空間の整備や、「ほこみち制度（歩行者利便増進道路）」などによる道路空間の利用・活用を推進
- ◆ 地域と行政が一体となって、Fukuoka East&West Coastプロジェクトや博多旧市街プロジェクトなど地域の個性を活かした道路空間の景観形成を推進

ビジョン3：市民のくらしを守る道づくり

7. 災害に強い道づくり

- ◆ 災害時においても必要な人・物・情報のネットワークを確保し、市民の安全・安心を保つため、興徳寺橋の架け替えや無電柱化の整備などを推進

8. 環境に配慮した道づくり

- ◆ 電力使用量や二酸化炭素排出量削減のため、道路照明灯のLED化などを推進

9. 次世代に繋ぐ道づくり

- ◆ 道路を安心して安全に利用できるよう、道路パトロール、定期点検や予防保全対策などを実施
- ◆ ドローンなどの新技術を活用した橋梁点検を実施

10. みんなで守り育む道づくり

- ◆ 道路への関心と愛着を育むことや、地域住民や企業等との共働による安全・安心なまちを創るため、防犯灯設置への助成や市民等による道路環境の保全や見守りを実施

【参考】現計画における成果指標と進捗状況

ビジョン1：ユニバーサル都市・福岡を実現する道づくり

成果指標	R2未策定時	R6末目標	R6末予定
生活関連経路のバリアフリー化された割合 バリアフリー化された延長÷生活関連経路全延長(直轄道路、臨港道路等除く)	91% (35.9km/39.2km)	99% (39.0km/39.2km)	96.5% (37.6km/39.2km)
小学校周辺の歩車分離率 通学路を含む小学校から半径250mの道路のうち、歩車分離された延長÷全延長	73% (258.4km/349.6km)	82% (288.8km/349.6km)	83.2% (290.9km/349.6km)
自転車通行空間の整備延長 車道及び歩道における自転車通行空間の整備延長	122km	160km	154.5km

ビジョン2：都市の魅力に磨きをかける道づくり

成果指標	R2未策定時	R6末目標	R6末予定
都市計画道路の整備率 都市計画道路の整備延長÷計画延長	84.7% (428.6km/505.8km)	86.1% (435.4km/505.8km)	85.4% (431.8km/505.8km)
都心部を回遊する歩行者量 天神と博多を結ぶ7つの橋の断面歩行者量の合計(7:00～20:00) (西大橋・福博であい橋・中洲懸橋・春吉橋・灘の川橋・住吉橋・柳橋)	41,310人	46,000人	今後調査

ビジョン3：市民のくらしを守る道づくり

成果指標	R2未策定時	R6末目標	R6末予定
無電柱化推進計画に基づく無電柱化整備延長 無電柱化推進計画に基づき、整備した延長	150km	168km	165.4km
橋梁の長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕数 修繕計画に基づき、修繕した橋梁数	175橋	234橋	234橋
道路照明灯のLED化率 LED照明灯数÷市管理の照明灯数	86% (32,845基/38,033基)	95% (36,151基/38,033基)	91.0% (34,622基/38,033基)
地域が設置する防犯灯のLED化率 LED防犯灯数÷地域の防犯灯数	89% (39,125基/44,193基)	100%	95.1% (42,027基/44,193基)
市民等との共働による道路の保全活動団体数 道路サポーター制度の登録団体数	12団体	25団体	25団体